

当せん金付証票法の一部を改正する法律

(平成一〇年一〇月二一日法律第一四〇号)(参)

一、提案理由(平成一〇年一〇月八日・参議院地方行政・警察委員会)

輿石東君 ただいま議題となりました当せん金付証票法の一部を改正する法律案につきまして、発議者を代表して、その提案理由と要旨について御説明申し上げます。

この法律案は、当せん金つき証票に係る委託業務に関し、競争の確保を図り、透明性の向上に資するため、受託金融機関の範囲の拡大、地方公共団体が行う検査の拡充等を図るとともに、当せん金つき証票を取り巻く厳しい環境を踏まえ、当せん金つき証票の発売方策の改善を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、受託金融機関の範囲の拡大及び委託事務の再委託の透明性の確保に関する事項であります。

まず、都道府県知事または特定市の市長は、当せん金つき証票の発売等について、銀行その他政令で定める金融機関にその事務を委託して取り扱わせることとしてあります。

次に、当せん金つき証票の発売等の事務の委託を受けた銀行等は、都道府県知事または特定市の市長の承認を得て、当該委託を受けた事務の一部を再委託することができるることを明確にするとともに、都道府県知事または特定市の市長は、承認基準を作成し、公表しなければならないこととしてあります。

第二は、受託金融機関に対する都道府県知事または特定市の市長が行う検査の拡充に関する事項であります。

まず、都道府県知事または特定市の市長は、職員をして、その委託業務に関し、少なくとも年三回、受託銀行等の営業所または事務所に立ち入り、帳簿その他の関係書類を検査させることとしてあります。

次に、都道府県知事または特定市の市長は、特に必要があると認めるときは、委託業務に関し、当該職員以外の者で監査に関する実務に精通している者に検査させることができます。

第三は、販売方策の改善に関する事項であります。

まず、加算型当せん金つき証票の発売のため、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

次に、当せん金の最高金額の倍率の制限を、原則として証票金額の二十万倍以内とし、自治大臣が世論の動向等を勘案して指定する当せん金つき証票について、証票金額の百万倍以内とすることとし、そのうち、加算金のある加算型当せん金つき証票については、その二倍の二百万倍以内とすることとしてあります。

最後に、郵政省の任務として受託銀行等から再委託された当せん金つき証票の売りさばき及び当せん金品の支払いまたは交付に関する業務を加える等、所要の規定の整備を

行うこととしてあります。

以上が当せん金付証票法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院地方行政・警察委員長報告（平成一〇年一〇月九日）

小山峰男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方行政・警察委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護憲連合、自由党、改革クラブの六会派を代表する松村龍二君外六名の発議に係るものであり、その主な内容は、当せん金付証票に係る委託業務に関し競争の確保を図り、透明性の向上に資するため、受託金融機関の範囲の拡大、地方公共団体が行う検査の拡充等を図るとともに、当せん金付証票を取り巻く厳しい環境を踏まえ、当せん金付証票の発売方策の改善を行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院地方行政委員長報告（平成一〇年一〇月一五日）

坂井隆憲君 ただいま議題となりました当せん金付証票法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、当せん金付証票に係る委託業務に関し競争の確保及び透明性の向上を図るために、受託金融機関の範囲の拡大及び地方公共団体が行う検査機能の拡充等を図るとともに、当せん金付証票を取り巻く厳しい環境を踏まえ、加算型当せん金付証票発売のために所要の規定の整備を行うこと、当せん金の最高金額の倍率を引き上げること、郵便局の業務に当せん金付証票の売りさばき等を追加すること等、当せん金付証票の発売方策の改善を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

本案は、参議院提出に係るものであり、去る十月九日本委員会に付託され、十三日、提出者を代表して参議院議員松村龍二君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。